

埼玉県第二庁舎ESCO事業提案募集要項に関する質問及び回答(H26.7.18)

| | 質問 | 回答 |
|---|--|---|
| 1 | 募集要項 1頁 2(3) 事業内容 事業者は、県と結ぶ契約に基づき、省エネルギー率を3%以上を・・・とございますが、「省エネルギー率」とは、一次エネルギー供給換算による使用量の削減率 = 省エネルギー率との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 2 | 事業概要 (3) 事業内容 省エネ率3%以上の実現とありますが、算定基準はありますでしょうか。 | 一次エネルギー換算で、省エネルギー量/エネルギー使用量である。 |
| 3 | 事業概要 (3) 事業内容 ESCO提案は契約電力範囲内で行うとありますが、いつの契約電力でしょうか。契約値はいくらでしょうか。 | 要求水準書に記載のとおり。 |
| 4 | 事業概要 (3) 事業内容 埼玉県第二庁舎ESCO事業業務要求水準書はいつ提示されるのでしょうか。 | 7月17日に掲示した。 |
| 5 | 事業概要 (5) 業務の範囲 キ 契約期間終了後のESCO設備の瑕疵担保について、期限等の条件はどのように考えるのでしょうか。 | リスク分担表に示すとおり、引渡後1年とする。ただし、事業者の故意または重大な過失により生じたものについては、10年からサービス期間を除いた年数とする。 |
| 6 | 募集要項 2頁 2(6) 事業費 ESCOサービス料②の上限金額に消費税8%分が含まれておりますが、消費税率が10%に変更された場合の上限金額は、この金額から消費税8%分を引き、改めて消費税10%分を加えた金額との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 7 | 募集要項 2頁 3(1) 参加表明書提出時に、「特定子会社等の構成計画書」を提出していない場合でも、ESCO提案提出後に、事業運営を目的とした特定子会社を設立し、本事業の運営を行うことは可能でしょうか。 | 認められない。 |
| 8 | 応募条件 (5) 応募に関する留意事項 サ 維持管理役割を請け負う業者は「本店または本社」を県内に有する者から選定をしますが、機器メーカーに保守を委託する場合は適用しなくてもよろしいでしょうか。 | 応募条件(5) 応募に関する留意事項サの「維持管理」は、「運転管理役割」に訂正する。 |
| 9 | a. 募集要項 7頁 4(7) イ(ア) d(i) 納税証明書及び社会保険料納付を照明する書類提出する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書は「その3の3」でよろしいでしょうか。 b. また、現在平成25年度の納税証明書が取得できないため(連結決算に係る申告書の期限の延長申請をしているため)、平成24年度の納税証明書にて資格確認審査を行っていただくことは可能でしょうか。 | a. お見込みのとおり。 b. 可能である。 |

| | | |
|----|---|---|
| 10 | 提示条件 (5) ベースラインおよび削減保証額の選定 ベースライン単価はいつ提示されるのでしょうか。 | 提案要請書を通知した応募者に提示する。 |
| 11 | 提示条件 (5) ベースラインおよび削減保証額の選定 提案の中で既存ボイラーは未使用としてもよいのでしょうか。 | 提案による。 |
| 12 | 提示条件 (5) ベースラインおよび削減保証額の選定 設備保守点検業務費等とありますが、既存設備保守点検業務費からの削減額との理解でよいのでしょうか。また、その金額は開示して頂けるのでしょうか。 | 提案要請書を通知した応募者に提示する。 |
| 13 | 提示条件 (5) ベースラインおよび削減保証額の選定 ボイラ運転、点検費及び自動制御保守点検費をベースラインに計上するとのことですが、ボイラと自動制御を使用しないとのことでしょうか。 | 提案による。 |
| 14 | 募集要項 13頁 6 (5) イ (イ) 『「削減保証額」は、ESCOサービス料に対して7%以上となること。』とございますが、これは 「削減保証額」 > ESCOサービス料①×1.07 との認識でよろしいのでしょうか。 | ESCOサービス料79,962千円の7%以上である。 |
| 15 | 募集要項 14頁 6 (6) イ (オ) 『「実現した削減額 - 県の保証利益」が負の値となった場合は、「当該年度に要した光熱水費及びESCOサービス料の合計+県の保証利益」から契約で定めたベースラインの額を減じた額を県に支払うものとする。』とございますが、『「当該年度に要した光熱水費+県の保証利益」から契約で定めたベースラインの額を減じた額を県に支払うものとする。』の間違いではないでしょうか。 「実現した削減額 - 県の保証利益」が負の値となった場合は、既に事業者がESCOサービス料を支払われないことになっており、この計算に基づき算出された額を県に支払う場合、事業者はESCOサービス料を受けることができない上、同額を県に支払うこととなります。 | 提案者は、ESCOサービス料①にESCOサービス料②を加算してESCOサービス料を算出してよい。 |
| 16 | 募集要項 14頁 6 (6) イ (オ) 『「実現した削減額 - 県の保証利益」が0又は負の値となる場合は、当該年度分のESCOサービス料は支払われないものとする。』とございますが、ここでいうESCOサービス料とはESCOサービス料①相当額を指すとの認識で間違いはないのでしょうか。 | 募集要項のとおり、図中のESCOサービス料「②-D (県の保証利益不足分)」を支払う。 |
| 17 | 募集要項 14頁 図 ESCOサービス料の支払い方法 図の「イ支払い方法 (ウ)」は「イ支払方法 (エ)」、「イ支払い方法 (エ)」は「イ支払方法 (オ)」の間違いではないのでしょうか。 | 募集要項に記載のとおり。 |
| 18 | 募集要項 15頁 6 (6) ウ (イ) 金利 提案書において提案する金利は、基準となる金利 (例：試運転調整期間終了予定日の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート (T. S. R) としてテレレート17143ページ (又はその後継もしくは代替ページ) に掲示されている6箇月LIBORベース10年物 (円/円) 金利スワップレート) と、これに上乘せする事業者の利鞘 (スプレッド) を提示すればよろしいでしょうか。 提案書提出から、工事・試運転調整期間まで1年程度の期間が見込まれることから、この間に市中金利が大きく上昇することも考えられ、提案書において確定した金利を提示することは事業者にとって過大なリスクとなります。市中金利の推移状況によっては事業継続に大きな影響を及ぼす場合も想定されます。 | リスク分担表に示すとおり、金利の変動リスクは事業者負担である。必要なリスクを見込んで提案すること。 |

| | | |
|----|---|--|
| 19 | 募集要項 20頁 表 予想されるリスクと責任分担 『各段階における「不可抗力」時の県と事業者の負担割合については、ESCO設備建設費用相当分の100分の1に至るまでは事業者負担とする。』とございますが、運営・維持管理段階における事業者負担分の基準となるESCO設備建設費用相当額は、ESCO設備建設費総額より、不可抗力発生時の事業の経過にもなって償却されている減価分（又は設計・工事費償還分としてすでに支払われた額）を差し引いた額との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 20 | 募集要項 21頁 8（2）イ ESCO事業資金計画書 各様式に記載する金額に含める消費税の税率は、平成27年度9月までは8%、平成27年度10月以降は10%の税率に基づき算出した額を記載すればよろしいでしょうか。 | 8%で算出した額を記載すること。 |
| 21 | ESCO提案提出書類・作成要領（ア）費用等積算書 営繕積算システムRIBCと同等の書式とありますが、営繕積算システムRIBCとはどのようなシステムのことでしょうか。 | 様式集に提示された書式を使用すればよい。 |
| 22 | 導入可能性調査報告書 3 エネルギー資料量等について【維持管理費】 「※運転委託費・保守管理費」の各項目の詳細内訳をお示し下さい。 | 提案要請書を通知した応募者に提示する。 |
| 23 | 導入可能性調査報告書 5 ESCO事業収支計画書 H28からH42の各年に計上されているESCO事業期間中の維持管理費2,000千円の想定内訳をお示し下さい。 計画概要 2頁 5 ESCO事業収支計画に記載されている平成23～25年度平均の維持管理費16,270千円と比較して、あまりにも額が低すぎるのではないのでしょうか。 | 個別空調化工事実施後の実績である。 提案の際には、提案内容に必要な維持管理費を見込んで収支計画を作成すること。 |
| 24 | その他 試運転時、電気、ガス、水道費用は県負担と考えてよいのでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 25 | その他 維持管理役割と運転管理役割の意味合いについて、どのように異なるのでしょうか。 | 運転管理役割は、日常的な運転操作や計器類のチェックなどの運転に関わるすべてを実施する。 |
| 26 | その他 今後発生する質疑に関してはどのように対応して頂けるのでしょうか。 | 要求水準書に記載のとおり。 |
| 27 | その他 今回または今後の質疑回答に関して、提案内容のノウハウに関するものは質問企業への回答のみで、共通の条件となるものは全体に開示されるという解釈でよろしいでしょうか。 | 原則として提案内容についての質問は受け付けない。 なお、質問はすべて回答し公開する。 |

| | | |
|----|---|--|
| 28 | <p>その他 運転管理役割についての定義の記載がありませんが、提示頂けないでしょうか。</p> | <p>運転管理役割は、日常的な運転操作や計器類のチェックなどの運転に関わるすべてを実施する。</p> |
| 29 | <p>その他 様式第4号グループ構成表に維持管理役割の記載がありませんが、よろしいのでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> |
| 30 | <p>その他 ベースラインの電気、ガス、水道使用実績値はESCO事業可能性調査報告書記載の値でしょうか。</p> | <p>提案要請書を通知した応募者に提示する。</p> |
| 31 | <p>その他 ESCOサービス料総事業費の消費税は8%との認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> |
| 32 | <p>その他 消費税が増額した場合、差額は県側の負担との認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> |
| 33 | <p>その他 削減額や保証費は消費税を含む値でしょうか。その場合税率は8%との認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> |